

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第38号 令和5年8月

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で構成されています。業務は、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っております。「広域連合だより」は、当広域連合が行う事業内容を皆さまに知っていただくために発行しています。

令和5年第1回後志広域連合議会臨時会が開催されました

令和5年5月25日、倶知安町ホテル第一会館において、令和5年第1回後志広域連合議会臨時会が開催され、次の選挙及び人事案件等について当選・選任同意されました。

◇ 後志広域連合議会の正副議長の選挙

議長及び副議長の選挙が行われ、次のとおり決まりました。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○ 議長 | ○ 副議長 |
| 岩井 英明（赤井川村議会選出） | 中田 仁史（島牧村議会選出） |

◇ 後志広域連合選挙管理委員の選挙（任期：令和5年6月1日～令和9年5月31日）

- | | | | |
|----------------|---------------------|--|--|
| ○ 選挙管理委員 | | | |
| 委員長 吉田 眞治（積丹町） | 委員長職務代理者 旭 晴美（倶知安町） | | |
| 委員 干場 良広（蘭越町） | 委員 菊池 文秀（泊村） | | |

◇ 後志広域連合監査委員の選任（任期：令和5年6月1日～令和9年5月31日）

監査委員の任期満了及び後志広域連合議会議員の改選に伴い、次の委員の選任について同意されました。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ○ 監査委員 | ○ 議会選出監査委員 |
| 佐藤 嘉己（倶知安町） | 古谷 眞司（倶知安町議会選出） |

新しい後志広域連合議会議員の紹介

- | | | |
|-----------------|----------------------------|-------------|
| 議長： 岩井 英明（赤井川村） | ※ 下線を引いている方は、新しく選出された議員です。 | |
| 副議長： 中田 仁史（島牧村） | ※ 敬称を省略します。 | |
| 議員： 堀 清（古平町） | 岩本 幹兒（積丹町） | 堤 富佐代（留寿都村） |
| 青羽 雄士（ニセコ町） | 宮本 幹夫（仁木町） | 中村 厚子（京極町） |
| 小川 泰樹（喜茂別町） | 熊谷 雅幸（蘭越町） | 古谷 眞司（倶知安町） |
| 稲葉 寛久（神恵内村） | 陰能 裕一（真狩村） | 矢瀬 政男（共和町） |
| 三浦 弘文（泊村） | 福本 誠一（黒松内町） | |

～税務課からのお知らせ～ 税金はちゃんと納めましょう！！

◇ 当連合へ引受は減少傾向です。

当連合の滞納整理の効果や、各町村での滞納整理の促進。また、過去に滞納処分を受けた方の納税に対する意識の変化もあってか、当連合へ引き継がれる滞納案件は年々減少傾向にあります。

これからも各町村と協力して、更なる滞納税の圧縮。ひいては、管内の税金滞納ゼロを目指して業務遂行いたします。

《令和4年度実績及び令和5年度当初引受》

令和4年度実績		
引 受 件 数	引受金額(千円)	徴収金額(千円)
164件	56,120	32,805
		(徴収率 58.45%)

令和5年度当初引受	
引 受 件 数	引受金額(千円)
149件	39,098
(前年比 -15件)	(前年比 -17,022)

◇ 通常の納税が厳しい時は・・・

6月に入り、令和5年度分の町村税の納税通知書がお手元に届くと思います。

当然、期限内納付をしていただきたいのですが、様々な事情で通常の納付が困難な方もいると思います。

通常納付が厳しい状況の方は、ご自身の判断で納付を後回しにせず、課税元の町村へ連絡し、分納等の納税相談に行ってください。

また、国民健康保険から社会保険に切り替わったが、町村へ届け出をしていなく、新年度分の国民健康保険税が課税されてしまう方も散見されます。社会保険加入等の異動があった場合は、町村への届け出を忘れず行ってください。万が一、届け出を忘れて新年度分の課税がされた場合も、町村に報告すれば、減免や取消等の対応をしますので、放置せずに対応してください。

◇ 税金を滞納すると・・・

税金を滞納し続けると、給与や預金等の財産調査をし、換価可能な財産が発見されれば差押の執行をいたします。また、状況によっては自宅等の搜索を実施する場合があります。

差押となった預金等の財産は基本的に返却することはありません。給与の差押についても完納となるまでは差押解除となりません。

搜索により引き上げた動産や、自動車は早急な滞納解消が見込めないと判断した場合、公売を実施し、その代金を滞納税に充当することになります。

差押や搜索は、国税徴収法に基づいた行為であり、正常に納付していただいている方々に不公平にならないよう、調査並びに滞納処分を実施いたします。

国民健康保険課からのお知らせ

◇ 国民健康保険証の更新について

令和5年8月1日からお使いいただく“えんじ色”の新しい国民健康保険証（70歳以上の方は国民健康保険証兼高齢受給者証）を7月中に交付しましたので、8月以降、医療機関等を受診される際に提示してください。

なお、7月31日までお使いいただいた“緑色”の国民健康保険証は、お住いの町村役場国民健康保険担当窓口へ返却いただくか、ご自身で細かく裁断したうえで破棄してください。

◇ マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月20日からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和5年5月21日現在、道内約6,500の医療機関や薬局で利用可能となっています。

【 健康保険証として利用するメリット 】

マイナンバーカードの健康保険証利用は、国民健康保険証だけではありません。社会保険証としても利用できますので、就職や転職した後の保険証の交付待ちもなくなります。

限度額適用認定証等について、従来は事前に申請する必要がありましたが、オンライン資格確認が導入された医療機関では、申請なしに限度額が適用され、持参する必要もなく受診することができます。これにより、急な入院でも限度額を超える支払いが免除され、一時支払いによる負担もなくなります。

【 健康管理に役立つ 】

令和2年度以降の特定健診結果や医療費情報、薬剤情報をマイナポータルで閲覧可能です。医療機関や引っ越し先の市町村保健師への情報提供や閲覧も可能となり、長期間にわたる情報で、より個人に適した診療や健康指導ができます。

【 申請書類・申請方法 】

マイナンバーカード交付申請書は、お住いの町村役場からすでに郵送されており、申請については郵送もしくはオンラインでの申請となります。申請書がお手元に届かない、紛失されたという方は、お住いの町村へお問い合わせください。

健康保険証利用の連携については、マイナポータルやセブン銀行、顔認証付きカードリーダーが導入されている医療機関や薬局で申し込みできます。



◇ 傷病手当金（新型コロナウイルス感染症）の支給対象期間を延長しました

○ 適用期間：令和2年1月1日～令和5年5月7日の間

（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

※ 適用期間を「令和5年3月31日まで」から「令和5年5月7日まで」に延長しました。

※ 対象者や申請方法等の詳細については、過去の「広域連合だより」や、後志広域連合のホームページをご覧ください。

介護保険課からのお知らせ～

◇ 令和5年度 第1号被保険者（65歳以上の方）介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料の納め方 ～ 忘れずに介護保険料を納めましょう！ ～

普通徴収 → **【納付書】** や **【口座振替】** で納めます

- ・ 年金が年額18万円未満の方
- ・ 年度の途中で65歳になった方
- ・ 令和5年2月の年金で天引きされなかった方
- ・ 年度の途中で所得段階が変更になった方 など

▼ 普通徴収の各期別納期限（R5）

期 別	納 期 限
第1期	令和5年7月25日
第2期	令和5年8月25日
第3期	令和5年9月25日
第4期	令和5年10月25日
第5期	令和5年11月27日
第6期	令和5年12月25日
第7期	令和6年1月25日
第8期	令和6年2月26日

普通徴収での納付がある方には

7月10日付、『介護保険料納付通知書』を送付しています。
納入通知書にある各納期限内に取り扱い金融機関等で納めてください。

すでに「口座振替」の届け出されている場合は、各納期限に届け出のあった口座から自動振替（引落とし）されます。

特別徴収 → 年金から**【天引き】**になります

- ・ 年金が年額18万円以上の方
※手続きの必要はありません。

仮徴収

4月

6月

8月

10月

12月

2月

本徴収

特別徴収の方は、

介護保険料の年額が、年金支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きされます。

7月25日付、『介護保険料特別徴収通知書』を送付していますので、そちらで年金から天引きされる保険料額を確認ください。

こんなとき納付忘れにならないために

口座振替の依頼済みであれば・・・

介護保険料の納め方が変わってしまったときにも、納め忘れがありません。いま、特別徴収の方でも取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印をお持ちいただければ手続きが可能です。

介護保険料は原則「年金天引」です

公的年金を年額18万円以上受給されている方は、原則「年金天引き（特別徴収）」にて徴収されることとなっています。そのため、被保険者の希望により「納付書で納める方法（普通徴収）」へ変更することはできません。

【 知っていますか 】

普通徴収の方が特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヵ月～1年後に特別徴収になります。また反対に、いま特別徴収で介護保険料を納めている方でも、「住所」や「収入」に変更などがあると、一時的に普通徴収になったり、特別徴収と普通徴収の併用で介護保険料を納めていただく場合があります。